様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2020年6月15日

愛 知 県 知 事　殿

提出者
住　所　愛知県東海市東海町5丁目3番地
氏　名　日東亜鉛株式会社名古屋工場
工場長　武田　滋
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　052-603-2481

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日東亜鉛株式会社名古屋工場
事業場の所在地	愛知県東海市東海町5丁目3番地
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	24 ： 金属製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 ： 445百万円
③ 従業員数	35人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・腐食性廃酸（廃硫酸）：中間処理業者に委託→中和・脱水→埋立 ・腐食性廃酸（フラックス汚泥）：中間処理業者に委託→焼却→埋立

（日本工業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

工場長（特別管理産業廃棄物処理総括責任者）

- 製造部技術課（特別管理産業廃棄物管理責任者）
  （特別管理産業廃棄物処理施設技術管理者）
- 管理部総務課（特別管理産業廃棄物処理責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2019年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害汚泥
	排　　出　　量	54.30ｔ	5.66ｔ
	（これまでに実施した取組） 廃酸発生に関わる製造工程の見直し ・鍍金不良対策 ・鍍金条件の管理強化 ・亜鉛の浴温管理強化 ・作業ミスによる廃酸発生の抑止		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害汚泥
	排　　出　　量	100ｔ	0ｔ
	（今後実施する予定の取組） 現状維持		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生源の硫酸槽から屋外貯蔵タンク、委託運搬までの間異物の混入が無い為、分別の必要はありません。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 実施する予定はありません。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2019年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していません。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② 計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施する予定はありません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2019年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していません。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">② 計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施する予定はありません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2019年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していません。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② 計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施する予定はありません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2019年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>54.30ｔ</td><td>5.66ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>54.30ｔ</td><td>5.66ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・優良認定業者へ処理を委託している。
・産業廃棄物処理の依頼を行う際は、委託内容に見合った適正な料金で、収集運搬業者、処理業者それぞれと書面による契約を行う。
・処理委託業者の許可証、処理能力を確認し、施設の現地確認を定期的に実施している。
・マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">② 計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>特定有害汚泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>100 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">優良認定処理業者への処理委託量</td><td>100 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・製造工程の見直しにより、産業廃棄物の発生を抑制する。
・中間処理業者に更なる減量化を依頼する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（2019年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>59.96 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
2020年1月度　電子マニフェスト導入。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。